

【町からのお願い】

協力し合い 理解し合い 冬を過ごしましょう！

町道除雪について（担当：環境整備課）



- ・道路に雪は絶対に出さないでください。
- ・雪を置かれて困る場所には、赤い旗で表示してください。
- ・屋根の雪が直接道路に落ちないようにしてください。
- ・路上駐車は絶対にやめてください。
- ・道路に張り出した立木・枝については、伐採等の処理をお願いします。
- ・除雪に関する要望・苦情等は、区長さんを通じて連絡願います。

※「雪を積ませていただく場所」や「積ませていただいた雪及び農耕地等へ入った砂利等の除去」については、例年地区の皆様からご協力をいただいております。本年度も宜しく申し上げます。

流雪溝・水路の利用について（担当：環境整備課）

水上がりに注意し、節度ある水路への投入を！

●大雪の日は・・・

水路への投入は手作業で必要最小限に！

●水上がりした場合は・・・

地域ぐるみで水上がりを理解し、相互の協力で解決しましょう。水上がりの知らせがあった時は、水路への投入は絶対にやめてください。

- ・投入作業が終わったら、蓋を完全に閉めてください。

【写真】町道十日町羽場線でポンプを利用した排水処理
平成28年1月20日 ▶

利用者のマナーで
水上がり防止を！

機械による投入は
やめてください！



農業用施設について（担当：産業課）

- ・ビニールハウスや畜舎など施設の除雪はこまめに行いましょう。
- ・農地や農業用施設に大きな被害を受けた場合は、役場産業課まで連絡ください。

高齢者宅等の除排雪について（担当：健康福祉課）

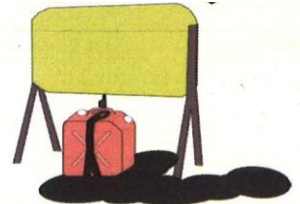
高齢者や障がい者等で、自力で除雪できない方に対し、敷地内除雪（間口含む）及び雪下ろしにかかわる作業の人件費（※対象経費の上限額 64,000 円の 9 割（57,600 円））を、町が支援する「金山町除雪費支給事業」があります。申請手続きが必要となりますので、ご利用なさる方は役場健康福祉課まで連絡ください。

【対象者】住民税が課税されていない世帯で、

- ・病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦
- ・心身障がい者で病弱な方
- ・前述と同程度と認められる方

※同居のご家族で除雪できる方がいる場合や親族の方から除雪の支援が受けられる場合は対象外となります。

火災・雪害事故防止について（担当：町民税務課）



- ・ストーブの上には洗濯物を干さないようにしましょう。
- ・ストーブに給油する時は、必ず火を消してからしましょう。
- ・ホームタンクから給油する時は、その場から離れてはいけません。
- ・ファンヒーター内部にホコリが溜まらないよう定期的に点検しましょう。
- ・夕方からの外出は、明るく目立つ服装を心がけ、左腕に「命のバンド」（夜光反射材）を着用しましょう。
- ・屋根の雪下ろしは早めに行い、ヘルメットと命綱を着用し、2人以上で作業しましょう。
- ・家庭用ロータリ除雪機械に詰まった雪を除去する時は、必ずエンジンを止め、安全に作業を行いましょう。

【雪に関する問い合わせ窓口】

町道の除排雪に関して：役場 環境整備課管理係 29-5627（直通）
高齢者宅等の除排雪に関して：役場 健康福祉課福祉係 29-5613（直通）
農業用施設等の災害に関して：役場 産業課農政係 29-5644（直通）
その他雪に関して：役場 町民税務課暮らし安全係 29-5609（直通）
国道の除雪に関して：新庄国道維持出張所 ☎22-1581
県道の除雪に関して：最上総合支庁道路計画課 ☎29-1398

【参考まで】

消防署金山支署 ☎52-2913 新庄警察署金山駐在所 ☎52-2922
町立金山診療所 ☎52-2915
電線の垂れ下がりや断線を発見した場合の連絡先
東北電力：☎0120-175-366 NTT：☎0120-444-113